

平成20年2定環境総合対策特別委員会

行田委員

他の委員の方も質疑をしておりましたけれども、私からもまず最初に、産業部門に対する地球温暖化対策ということで質疑をさせていただきたいと思います。

つい先ほどの御答弁にもありましたけれども、二酸化炭素排出の全体量の43.7%の排出を占める産業部門。業務部門を合わせますと全体の58%を占めるということでした。以前も当委員会でこの話題をテーマに御質問させていただきましたが、中小企業の温暖化対策ということで質疑させていただきたいと思います。まず先に確認なのですけれども、今の全体の二酸化炭素排出量の58%のうち、大企業がどれぐらい出しているのかという資料はありますか。

環境計画課長

地球温暖化対策推進法という法律がございまして、国の方では、一定規模以上の大規模事業者に対して、排出量の報告を義務付けています。この公表制度というのが始まっておりまして、ただ、昨年分を今年度中に発表するというので、まだ公表には至っておりません。この公表がされますと、一定規模以上の地球温暖化対策推進法の対象となる事業所の排出量はかなり細かく分かってくるのではないかと思います。それによって、県全体の推計値、割合というのも分かってくるのではないかと考えております。

行田委員

なぜこれを伺うのかというと、国もそうですし、本県もそうなのですけれども、大企業が多く二酸化炭素を排出していることは、恐らく間違いないと思います。間違いないからこそ、そこに注力をして、削減する努力をされているのだと認識しています。そこで、大企業が対策を講じることによって、どれぐらいインパクトがあるのかをやはり示しておいた方がいいのではないかと私は思うわけです。恐らく、大企業の占める割合が大きいのですけれども、中小零細企業も相当出しているのだと思います。私の地元でも、小さな事業を行っている方はたくさんいらっしゃるわけなのですけれども、そこでも二酸化炭素削減の話をしたら、そこまで手が回らないというのが現実のようです。前回もこのテーマで質疑をさせていただいたのですが、産業部門に対する温暖化対策について、その後どのような取組をされていらっしゃるのかを改めて確認しておきたいと思います。

環境計画課長

産業部門に対する地球温暖化対策ということでございますが、現在、大規模事業者を中心とした産業部門につきましては、今お話しいたしました地球温暖化対策推進法と、それから省エネルギー法という二つの法律がございまして、これらが基本的な地球温暖化対策として実施されているところでございます。これらも近く強化される方向でいろいろと改正が行われるわけですが、現行の省エネルギー法では、エネルギー使用量の大きい大規模な工場、事業所に対してエネルギー管理指定工場という指定をいたしまして、簡易な形ではありますけれども、エネルギー使用の合理化を推進する計画やエネルギー使用状況の定期報告を行うことが求められております。また、先ほどお話ししましたように、地球温暖化対策推進法では、排出量の国への報告が義務付けられております。そのほか省エネルギー法では、エネルギーを消費す

る設備の維持や、エネルギー使用方法の改善及び管理などの業務を管理するエネルギー管理者を置かなければならないことになっています。そのようにして、より効率的なエネルギー使用を進めるように促していくという施策が行われております。

行田委員

今御答弁があった中で、地球温暖化対策推進法の改正に関する議論を、今ちょうど国会でやっています。国でそのような動きがあって、それと連動して県も活動しているということだと思います。この国の取組が中心の御答弁になっているように思うのですけれども、県として今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねします。

環境計画課長

現在、県で行っているものとしたしましては、まず中小企業につきましては、環境マネジメントシステムという、各中小企業が自らのエネルギーの使用状況等を把握してエネルギー設備の改修等に努め、省エネルギーを図っていくというシステムの普及を進めているところでございます。

今後の予定としましては、今回のクールネッサンス宣言の中で、例えばエコファイナンスプロジェクトというのがございますように、金融機関とも連携をいたしまして、何らかの形でそういった省エネルギーの取組をする中小企業に対して金融的に支援をしていくことも考えております。

また、中小企業に対して、専門のエネルギー管理士の資格を持った方を派遣いたしまして、それぞれの中小企業の中での省エネルギー化についてアドバイスを行うというアドバイザー派遣事業なども来年度から始めたいと考えております。

また、大企業などに対しましては、先ほどから何回か答弁させていただいておりますように、条例により、大規模事業者の方々に自主的に削減目標を設定していただいて、そのための削減計画を出していただきます。それから、地域に対する様々な環境配慮の取組を行っていただく報告をしていただくなど、条例の制定の中で対策を進めていきたいと考えているところでございます。

行田委員

今中小企業と大企業のそれぞれについて、このような手を打っているというお話をいただきました。お聞きするところによると、企業の数の面では、中小企業が県内には30万社くらいあるということでした。その30万社のうち、環境対策に本当に取り組んでいらっしゃるの、800社くらいしかないという話をちょっと耳にしました。環境対策に取り組むのは大変だということを感じますとともに、その800社の及ぼすインパクトは物すごく大きいのだろうと感じています。また、こういった場で議論する内容が大変影響を及ぼしていくのだろうと感じながら今質疑をしているのですけれども、中小企業に対して、今後更に積極的に働き掛けをしなければいけないのではないかと思います。今検討されている施策が、もしありましたら、お伺いしておきたいと思っております。

環境計画課長

先ほど、現在及びこれからの取組ということで申し上げましたので、それに対応した形でお答えいたします。現在行っているものとしたしましては、環境マネジメントシステムの導入への普及ということで、様々な研究会、それからISO14001にとどまらず、エコアクション21、エコステージ、KESなど、中小企業向けの環境マネジメントシステムの独自の講習会を実施しているところでございます。また、今後につきましては、先ほどお話ししました中小企業省エネ支援事業ということでアドバイザーを中小企業に派遣して、省エネに取り組んでいただくという事業も考えております。

また、先ほどはエコファイナンスという形でのクールネッサンス宣言の中のリーディング・プロジェクトを紹介させていただきましたが、条例の中でもやはり、中小企業の環境配慮技術の開発支援や、地球温暖化対策に取り組むための低利融資制度なども盛り込んでいくという考え方も検討しているところでございます。

行田委員

今融資の話が出たので、お伺いしておきたいのですけれども、中小企業による優れた二酸化炭素削減の取組を推進するためのフロンティア資金の中に、クールネッサンス特別制度融資という枠が新設されています。地球環境保全対策の融資対象を拡大するということなのですから、融資するに当たっての要件の概要についてお伺いします。

金融課長

県では、制度融資ということで、中小企業向けの包括的な融資制度を既に持っております。その中にフロンティア資金というものがございます。これには、県の施策推進を図るためのいろいろなメニューが入っております。そのメニューの中に、クールネッサンス特別融資というものを新設したいということでございます。

対象としたしましては、太陽光発電のシステムをいろいろな事業所、工場に導入するための費用、電気自動車や新エネルギーの研究開発に供するような設備、施設を設置する費用、雨水利用システムを事業所や工場に導入するための費用を対象といたします。融資条件につきましては、フロンティア資金に共通の条件でございますが、融資限度額は8,000万円、利率につきましては2.3%以内ということでございますけれども、こういうものを新設しようということが一つ目でございます。

また、実はこのフロンティア資金の中に既に地球環境保全対策というメニューがございます。このメニューは、ISOの導入費用、例えば、ISO環境マネジメントシステムの導入費用について対象にしておりましたけれども、今回これを少し拡大しようと考えております。環境マネジメントシステムの認証を受けてから3年以内の企業であれば、ISOの導入費用に限らず、御自分の会社の設備資金や運転資金について、フロンティア資金を御活用いただけるようにしていきたいというものでございます。

行田委員

地球温暖化対策のために、このようなメリットのある制度を設けるといのは、非常に良いことだと思っております。

一方で、本日午前中に御説明いただいた委員会資料の平成 20 年度予算案概要の部分を見ますと、地球温暖化対策の推進について、クールネッサンス宣言の推進ということがございます。この部分の合計金額を見ますと約 70 億円、68 億 3,600 万円と出ているのですが、事業活動に関する地球温暖化対策として、今課長から御答弁いただいたフロンティア資金の一部も記載されております。

同じ部分に、エコ・エネルギー産業創出促進事業費 500 万円が計上されていますので、それに関して伺います。事業活動に関する地球温暖化対策の中でエコ・エネルギー産業創出促進事業費というものが位置付けられているのですが、この事業のねらいについて伺います。

京浜臨海部活性推進課特任主幹

この事業の背景等について御説明させていただきます。

京浜臨海部は、石油関連を中心としたコンビナートの存在が大きな特徴となっております。ただ、今後国際的な競争が非常に激化するという中でコンビナート単位での一層の効率化、競争力の強化、そういったものが必要になっております。また、これらの産業はエネルギーを非常に大量に消費する産業でございまして、非常に二酸化炭素の排出量が大いということで、今後の地球温暖化対策という視点からも、この臨海部における産業部門の取組が重要となってまいります。

そこで、今後、京浜臨海部におきまして素材エネルギー産業を中心として、効率化の推進とともに資源の有効活用、省エネルギーにも取り組む、環境調整型の産業の実現を図っていくということで、そのための検討組織を本年 1 月に国、県、企業とともにコンビナート高度化等検討会議という形で立ち上げさせていただいたところでございます。

現在、企業主体の取組として、企業間の連携をキーワードといたしまして、省エネルギー、資源の有効利用の取組ができないかどうか検討しているところでございます。年度内をめぐり、企業間の連携のテーマを設定いたしまして、平成 20 年度には関係企業によって、テーマごとの部会を立ち上げ、設定していくことを予定しております。

そこで、来年度は、この具体的な取組についての実現化方策等を検討する予定になっておりまして、県といたしまして、検討会議への負担金等の支出を通じて、そうした企業の取組を支援していくことを予定しております。

行田委員

分かりました。要するに、この 500 万円というものは検討会議を立ち上げて、民間での地球温暖化対策を推進するために使うという御答弁だと思います。

まとめて要望させていただきたいのですが、産業部門に対する地球温暖化対策というのはやはり非常に重要な視点なのだろうと思っております。政治も、行政も、組織も、重要な

のは、やはりお金の使い方だと思います。ただ、かなり相手が大きいのものですから、どこからどのように手を付けていいかが問題になるのではないのでしょうか。国にリードしてもらおうということは、やはり非常に重要なのでしょうし、そのような視点もあると思います。なかなか難しいところだということは分かるのですが、ちょっと中小企業に対する施策が足りないのではないかとこのことを述べまして、極めて重要な問題ですので、今後、効果的な対策を打っていただけるように御検討をしっかりとお願いしたいと思います。

今大きな話をしたのですけれども、次に、大変小さな話をさせていただきます。

先ほどお話しがありました、クールネッサンス宣言のリーディング・プロジェクトとして、“NO”レジ袋プロジェクトというのがございますので、それに関して幾つかお伺いします。レジ袋の削減に関して、小売店等でのレジ袋使用禁止あるいはレジ袋の有料化等の検討、マイバッグの使用奨励、レジ袋の使用抑制キャンペーンが実施されることになっています。まず、レジ袋の削減に関して具体的にどのように進めているのかお伺いします。

廃棄物対策課長

レジ袋の削減につきましては、クールネッサンス宣言の中で有料化等の検討、それからマイバッグ等の使用奨励を掲げているところでございます。まず、有料化等の検討でございますが、現在、県内に多数の店舗を有していたり、または有料化を実施しているスーパー等の店舗、10社との意見交換を行っております。さらに、消費者団体にも直接お話しいたしまして、レジ袋の削減に関する取り決めの状況や、レジ袋の有料化に関する意見交換をしているところでございます。

各スーパーで、レジ袋の削減についてのスタンスは様々でございますけれども、レジ袋有料化を更に進めるに当たっての課題であるとか、県と一緒に“NO”レジ袋プロジェクトを推進するに当たっての具体的な要望を聞いているところでございます。今後ともスーパー等は引き続き調整を図って、例えばレジ袋有料化に向けた協定の締結など、どのような手法がレジ袋削減に有効なのかについて、積極的に検討を進めていきたいと考えております。

それからさらに、マイバッグ等の使用奨励等のキャンペーンでございますけれども、これには何よりも消費者の協力や理解が必要でございますので、新年度に県民からキャッチフレーズを募集したり、それからマイバッグの活用方法などについても募集したり、またキャンペーン企業も、春や夏に、スーパーと連携しながら動いてまいりたいと考えております。

それから、こうした中で市町村に対しても状況を聞くということで、去る3月3日、月曜日に主管課長会議を開催いたしまして、レジ袋の削減の取組について、協力や御意見をいただいたところでございます。

また、こうした全体の取組を進める体制として、新年度のできるだけ早い時期にこうした協議会を消費者団体、スーパー、それから市町村を交えて設置しまして、議論を更に深め、取組を進めていきたいと考えております。

行田委員

今のお話の中で、特に大きいところからやっているということで、県内のスーパーもいろいろ取り組まれているようなのですが、実際どのような取組をしており、またその効果、課題としてはどのようなものがあるのかについてお尋ねします。

廃棄物対策課長

具体的には、意見交換を行ったスーパーの取組の事例としましては、生活協同組合の全店舗でレジ袋を有料化しているとか、あとはまたモデル店舗でレジ袋の有料化を行って、状況を見ているというところがあります。それから、これは西友ですが、レジ袋の辞退者に1会計ごとにポイントを付与しているスーパーがございます。

それから、このような取組に対する効果でございますけれども、レジ袋有料化を実施したスーパーにおきましては、有料化前は10%前後だった辞退率が有料化後は9割近くになっているということでございます。

一方で、有料化を実施していないスーパーでは声掛けとかマイバッグキャンペーンなどを実施していますけれども、大きなレジ袋の削減にはつながっていないという状況でございます。

それから、課題でございますけれども、各スーパーではレジ袋の有料化が最も効果的だという認識では同じなのですけれども、レジ袋を無料配布している他店にお客さんが流れてしまうとか、それから1人当たりの購入量が減ってしまい、売り上げに影響があった。それから、レジ袋辞退者に対してポイントを付与する場合についてもかなりのコストがかかるということを課題として聞いております。

行田委員

ただいまお話しいただきましたことは、本当にそうだと思います。実際に、自分でもやはりレジ袋が必要だというときがあるのです。そうしたレジ袋を必要としている方にまで強制していくというのは、かなり難しいことだと思いますけれども、こうした点についてどのように考えますか。

廃棄物対策課長

レジ袋は、現状ではサービスの一環としてスーパーでは無料配布されることが多く、必要以上のレジ袋を受け取ってしまうということもありますので、使い捨て生活スタイルを見直すきっかけにしたいと考えております。実際、先ほど申し上げましたように、レジ袋有料化を進めても、辞退率90%ということで、お金を払ってでも必要とする方がいらっしゃるのとは確かでございます。こうした中で、私どもとしましては、あくまで不要なレジ袋につきまして、マイバッグ等に代替することによって削減していこうとするものでございます。

具体的には、まず、できるだけ生活の中で不要なレジ袋の使用はやめるということで、強制ではなく、実質的な行動で実践していただきたいと考えております。そのためには、県民の皆さんに、地球温暖化防止や廃棄物の削減、生態系への影響などのデメリットについて普及啓発する必要があります。さらに、インセンティブを与えるために、有料化や値引き等の手法も検討していきたいと考えております。

行田委員

この事業に関しては本当に行動が結果になって出てきている部分があるということが今分かったのですけれども、ここで、先ほどから出ていますけれども、市町村は結構頑張っているところがあつたりして、事業者、消費者と協定締結したりとか、地域ぐるみの取組も結構あると

伺っているのですけれども、都道府県ではどのような取組をされているのか、また本県はどのように取組を進めていこうとしているのか、お伺いします。

廃棄物対策課長

今委員御指摘のように、レジ袋に関する市町村の取組はかなり進んでいますが、都道府県でも具体的に取組が始まっておりまして、私どもが承知している限りでは現在7県で実施されております。主な例を御紹介させていただきますと、例えば事業者等との協定方式ということをお秋田県とか石川県が行っていますが、これはある一定地域にあるスーパーと県や関係市町村、消費者団体とが協定を結び、マイバッグの持参率の目標を設定して、その結果を公表し、それに対して行政が支援するという活動をしております。

それからもう一つの取組としては、愛知県では、事業者登録制度ということで、レジ袋の有料化によってレジ袋の削減率 50%以内の目標を3年以内に達成するという決定をした小売店につきまして、県や市町村に登録を行うという形でございます。

それから、最近の例では、富山県が県内一斉レジ袋有料化の取組をこの4月から進めようとしております。県内全域の主要なスーパーにおいて、レジ袋の無料配布をやめるということで、レジ袋の有料化を進めるための協定を締結するという方向で検討を進めているようでございます。これにつきましては、平成18年10月から、富山県が、地元のスーパー等の申し出によって協議会を設置して継続して検討をした結果だと承っております。

本県におきましては、このような他県の取組の例を踏まえながら、県内全域のレジ袋有料化を目指しまして、スーパー、消費者、市町村と調整を行い、どのような方法が良いのかについて、積極的に検討を行いながら取り組んでいきたいと思っております。

行田委員

今のお話で、他県でもそうやって取り組んでいらっしゃるのだと分かりました。

最後の方のお話で、レジ袋有料化を切り出しているというお話がありまして、一方では、有料化をすることによって、10%の人を残してほとんどレジ袋を辞退されるという見方もできるわけですが、ただ、レジ袋を必要とする人は必ず残るという見方もあるわけです。

レジ袋と言っても、いろいろな種類がありまして、従来からあるレジ袋に対しましてエコレジ袋というものもございます。ユニクロなどは、二酸化炭素発生量が60%削減されたものを使用するというので、企業イメージのアップにも大きくつながっています。このエコレジ袋を使うことによって、レジ袋削減の推進に当たっても、実は、白か黒か、使うか、使わないかというだけでなく、中間のものも必要なのではないかと思います。

ちなみに、これはレジ袋を削減することによって、全部がマイバッグになった場合の効果とか、エコレジ袋になった場合の効果とか、先ほど長友委員のお話にもありましたけれども、具体的に明確な目標があって、これをやったら、これだけ効果があるという視点に立つことはすごく重要なのではないのでしょうか。そのような視点から、施策について、県民の皆さんにお伝えしていくことが大事なのではないかと思っております。リーディング・プロジェクトとなっているわけですから、明確な目標があってこそその施策だと思っておりますけれども、その点については、どのようにお考えになりますか。

廃棄物対策課長

具体的な目標について、例えば石油の消費量に換算した場合の試算でございますが、全国で年間約 305 億枚のレジ袋を使っておりまして、本県の人口が、大体全国の人口の7%と推計いたしますと、本県内の石油使用量というのは年間約 2.9 万キロリットルと考えられます。先ほど委員お話しのエコレジ袋については、私どもが調べましたところ、石油消費量を約 50%削減したということですので、削減効果はその半分の約 1.5 万キロリットルになります。それから二酸化炭素につきましても同じように考えますと、県内の年間排出量が約 12.7 万トン、エコレジ袋についてはこれが 60%削減されると言われておりますので、これを使いますと約 7.6 万トンの削減になります。同様に、ごみの排出量につきましては、県内で試算すると、ごみとして捨てられるレジ袋が 2.1 万トン、このうちの 25%が削減されると言われておりますので、0.5 万トンの削減になっていると考えております。

レジ袋の削減につきましては、二酸化炭素排出量の削減、ごみの削減を効果のところでも当然考えているところでございますが、それ以外にも、地球温暖化防止に向けて身近なところからライフスタイルを変えていこうという目的もございます。まずは、全体的にレジ袋を使わないようにするというのもございます。このような、ライフスタイルの見直し等の効果もございますので、そういうものを踏まえながら検討していきたいと思っております。

行田委員

分かりました。そのように言っていただくと、ああ、そうなのかと思います。できましたら、施策の基礎となる数字として、この施策を実施すると樹木何本分の吸収量に相当する二酸化炭素の削減につながるとか、どの国ではこれぐらいの削減をしているとか、目に見える効果を示していただくと、私などにも非常に分かりやすいと思います。

要望でございます。地球温暖化防止の一つのきっかけとしてレジ袋の削減に取り組んでいくというのは、非常にすばらしいことだと私は思っています。しかし、この取組は、何よりも事業者、消費者の理解と協力がなければ、うまくいかないと思います。今の御答弁を聞いてもそのように思います。その他、一部の小売店で使用している二酸化炭素排出量の少ない、先ほど言いましたエコレジ袋の普及、またマイバッグ持参によるノーレジ袋の普及など、様々な方法がありますので、こうした事業者、他県の取組事例を幅広くつかんでいただきながら、レジ袋削減の取組を効果的に進めていただきたいと思います。

以上で私の質疑は終わります。